

無料低額宿泊所の事故等発生時の報告事務取扱要領

第1 目的

社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業に関し、入所者又は利用者(以下「入所者等」という。)に対するサービス提供中の事故、法人役・職員による不法行為、虐待等(以下「事故等」という。)が発生した場合の無料低額宿泊所(以下「施設」という。)の事業者から県への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、施設が事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び施設の運営の適正化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領における用語の定義は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年3月24日宮城県条例第23号。以下「条例」という。)に定めるところによる。

第3 対象事業者

報告の義務を負う者は宮城県知事(以下「知事」という。)に社会福祉法施行細則(昭和29年2月1日宮城県規則第10号。以下「細則」という。)に基づき、社会福祉事業開始届(細則様式第8号)を提出した事業者(以下「事業者」という。)とする。

第4 報告の範囲等

知事に報告を必要とする事故は、以下のとおりとする。

なお、入所者及び施設職員が施設にいる間に発生した事故等に限り報告対象とし、事業者の過失の有無は問わない。ただし、事業者による送迎・通院等の間に事故等が発生した場合は、利用者の同乗の有無にかかわらず、報告対象とする。

(1) 重大な事故等【直ちに報告すべき事項】

- ア 入所者及び施設職員に関わる死亡事故
- イ 役員・施設職員の不法行為(預かり金着服・横領等)
- ウ 入所者及び施設職員に関わる虐待(不適切な処遇(疑い)も含む)
- エ 入所者の不法行為
- オ 入所者及び施設職員に関わる失踪・行方不明(搜索願を出したもの)
- カ 消防(消火・火災予防・救急・救助)への通報

キ その他上記以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案(報道される可能性のある事案を含む)

注)入所者及び施設職員が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。ただし、検死の結果、病死であることが確認された場合は、報告不要であること。

(2)(1)以外の事故【事故発生後(又は事故発覚後)30日以内に報告すること】

ア 入所者及び施設職員に関わる骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの

イ 入所者及び施設職員に関わる誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬

ウ その他報告が必要と認められるもの(交通事故等)

第5 報告手順及び期限

1 事業者は、第4の(1)の重大な事故等が発生した場合は、事故発生後(又は事故発覚後)直ちに、県社会福祉課生活自立・支援班(電話番号:022-211-2517)へ電話で報告すること。

なお、事故発生日(又は事故発覚後)が閉庁日(土日祝日、年末年始)の場合は翌営業日の朝9時までに報告すること。

2 事業者は、1の報告を行った事業者は報告様式1を速やかに作成し、報告日から7日以内(土日祝日含む)に、事故等発生時の現場見取り図等の概況を補足する書類を添付し、県社会福祉課生活自立・支援班へ書面で提出すること。FAX や電子メール等による報告は不可。

3 事業者は、第4の(2)の事故が発生した場合は、報告様式1を作成し、事故発生後(又は事故発覚後)30日以内に、県社会福祉課生活自立・支援班に提出すること。

第6 その他留意事項

1 報告様式1の提出後において、県社会福祉課から内容の確認を求められることがあるので、事故等の対応について、法人の役員会等で情報共有し、対策方法を含めて議事録や会議資料等の関係書類を整理すること。

2 第5に基づき報告を行った場合は、入所者等の保護者や家族へ報告すること。また、入所者等が保護を受けている者であればその保護を決定している福祉事務所へ報告すること。

附 則

この要領は令和5年4月28日から施行する。

無料低額宿泊所の事故等発生時の報告フローチャート

